

# 民間ゼロゼロ融資等の返済負担軽減のために

## ～借換を希望する中小企業者に対する金融支援のごあんない～

道では、中小企業者等の皆様の経営の安定を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により積み上がった債務の返済に伴い、増加することが見込まれる借換需要並びに事業再構築等の前向きな取組に対する資金需要に対応するため、国の「伴走支援型特別保証制度」に対応した融資メニューをご用意しています。

### 融資条件

【国の伴走支援型特別保証制度に対応した北海道の融資制度】※令和5年1月に融資対象を拡充しました

制度名	中小企業総合振興資金 経済環境変化対応資金 経営環境変化対応貸付【認定企業】（伴走支援型）
融資対象	次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定したもの ①セーフティネット保証4号（中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定）の認定を受けた ②セーフティネット保証5号（中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定）の認定を受けた ③最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少 ④最近1か月間の売上高総利益率が前年同月又は直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少 ⑤直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少 ⑥最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月又は直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少 ⑦直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少
資金使途	事業資金（道制度融資の既往残高の借換えに要する資金も対象（※）） ※新型コロナウイルス感染症対応資金いわゆるゼロゼロ融資の既往残高も対象 ※道制度融資以外の既往残高は対象外
融資金額	1億円以内
融資期間	10年以内（うち据置5年以内）
融資利率	[固定金利] 5年以内 年1.0% 10年以内 年1.2% [変動金利] 年1.0%（融資期間3年超に限る）
担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。
保証料率	0.2%（通常保証料率0.85%）※融資対象①及び②の場合 0.2%～1.15%（通常保証料率0.45～2.20%）※融資対象③～⑦の場合
取扱期間	令和6年6月30日まで ※6月30日までに信用保証協会が保証申込を受け付けたものは、7月以降の融資実行も可能です。

### 伴走支援型特別保証制度のポイント

- 金融機関との対話を通じて経営行動計画を策定し、金融機関が伴走的な支援を実施。
- 保証料率は、国が一部を補助するため、中小企業者の負担は、0.2%もしくは0.2%～1.15%（通常保証料率0.85%もしくは0.45%～2.20%）となる。  
※ 経営者保証免除対応を適用する場合も、国の補助により0.2%又は0.2%～1.15%（通常保証料率1.05%もしくは0.65%～2.40%）となる。
- 金融機関は、原則として5事業年度にわたり、四半期毎にフォローアップを実施。
- 100%保証の既往残高を融資対象②～⑦で借り換える場合（既往残高の範囲内の額を借り換える場合に限る）、100%保証での借換可。
- 危機指定期間中のSN5号（80%保証）からの借換（既往残高の範囲内の額を借り換える場合に限る）は、100%保証（融資対象①に限る）で借換可。

# 取扱金融機関

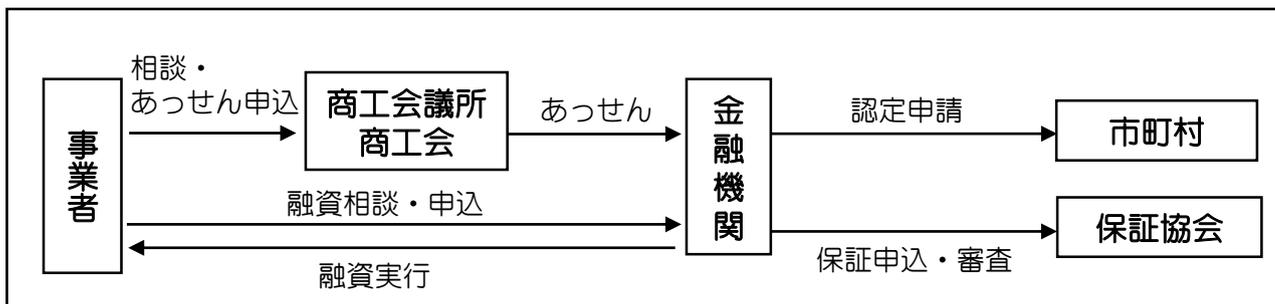
北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、北海道信用農業協同組合連合会、信用金庫、信用組合

## お申込みに必要な書類

①	融資申込書（直接申込）又は融資あっせん申込書（あっせん申込）
②	決算書等2期分 （2期分の決算又は申告が終了していない方は、提出可能な決算書等及び直近の試算表）
③	「特定中小企業者」であることの市町村長の認定書（融資対象①及び②の場合）
④	売上高減少要件確認書（融資対象③の場合）、売上高総利益率減少要件確認書（融資対象④及び⑤の場合）、売上高営業利益率減少要件確認書（融資対象⑥及び⑦の場合）
⑤	「伴走支援型特別保証制度」で定められた経営行動計画書

1. 法人の方は商業登記簿謄本又は登記事項証明書が必要です。
2. 設備資金の場合は、見積書又は契約書が必要です。
- ※ 3. 経営者保証の免除を希望する場合は、「経営者保証免除対応確認書」が必要です。
4. 金融機関及び信用保証協会において、融資（保証）審査上、別途書類が必要となる場合があります。（詳しくは金融機関または信用保証協会にお問い合わせください。）

## 申請の流れ



## 注意事項

- ・金融機関及び信用保証協会の審査結果によっては、ご希望の融資を受けられない場合がございます。
- ・条件変更に伴い生じる保証料は補助対象外です。

## お問い合わせ先

道庁経済部中小企業課、各（総合）振興局商工労働観光課、小樽商工労働事務所及びお取引のある金融機関にご相談ください。

機関名	電話番号	機関名	電話番号
道庁経済部中小企業課	011-204-5346	檜山振興局商工労働観光課	0139-52-6641
空知総合振興局商工労働観光課	0126-20-0061	上川総合振興局商工労働観光課	0166-46-5940
石狩振興局商工労働観光課	011-204-5827	留萌振興局商工労働観光課	0164-42-8440
後志総合振興局商工労働観光課	0136-23-1362	宗谷総合振興局商工労働観光課	0162-33-2928
後志総合振興局小樽商工労働事務所	0134-22-5525	オホーツク総合振興局商工労働観光課	0152-41-0636
胆振総合振興局商工労働観光課	0143-24-9589	十勝総合振興局商工労働観光課	0155-27-8537
日高振興局商工労働観光課	0146-22-9281	釧路総合振興局商工労働観光課	0154-43-9181
渡島総合振興局商工労働観光課	0138-47-9459	根室振興局商工労働観光課	0153-24-5619